また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

一　公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

(1)　対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、十三万四千人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、二万六千人については、施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）として実施するものとする。施設内訓練のうち、三千人については、企業実習と座学を一体的に組み合わせた訓練（以下「日本版デュアルシステム」という。）として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、十万八千人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野や、今後成長が見込める医療、情報通信、観光、環境・エネルギー分野等において充実を図るものとし、その対象者数のうち、六千七百人については介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する二年間の訓練として、一万二千人については実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステムとして、それぞれ実施するものとする。

就職率は施設内訓練で八十パーセント、委託訓練で七十パーセントを目指す。

(2)　離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会を都道府県又は市町村が能開法第十六条第一項又は第二項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえつつ提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。その際、東日本大震災に伴う復旧・復興需要に応じた人材ニーズを踏まえた職業訓練を実施するものとする。施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」において実施する。

また、雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施するものとする。

(3)　効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。離職者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該離職者訓練の受講者に対し、公共職業安定所との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング（能開法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。）、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施するとともに、安定的な雇用への円滑な移行を実現するためには、これまで以上に高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期間の訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働により、産業界や地域の人材ニーズに即した訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図るものとする。

二　公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、五万七千人とする。

(2)　在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

(3)　効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

三　公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、五千九百人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、四千百人については専門課程による公共職業訓練として、千七百人については応用課程による公共職業訓練として、百人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。専門課程による公共職業訓練の対象者数のうち、三百人については、日本版デュアルシステムとして実施するものとする。

(2)　学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

(3)　効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るものとする。

四　障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、一万三百人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、六千三百人については、委託訓練として実施するものとする。

また、就職率は施設内訓練で六十五パーセント、委託訓練で五十三パーセントを目指す。

(2)　障害者等に対する公共職業訓練の内容

障害者職業能力開発校においては、精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、地域における障害者の職業能力開発に資するよう、都道府県立職業能力開発校において、障害者を対象とした公共職業訓練を引き続き実施するものとする。

さらに、民間企業等に対して委託する障害者委託訓練では、実践能力習得訓練コースの定員の拡充を踏まえて、精神障害者向けの訓練コース設定を促進しつつ、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するとともに、知識・技能習得訓練コースにおいて就職支援を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

あわせて、採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しい学生等に対して、就職活動や就職の実現に資する委託訓練を引き続き実施するものとする。

(3)　効果的な障害者に対する公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科の見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。